

特定事業所集中減算について

【居宅介護支援】

R 4 . 1 . 2 6 小樽市居宅介護支援事業所集団指導

特定事業所集中減算について

下記の判定期間において作成された居宅サービス計画を対象とし、**（※1）減算の要件**に該当した場合は、判定期間に呼応する減算適用期間中のすべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について、1月につき200単位を所定単位数から減算します。

【※1 減算の要件とは】

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前月6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた**（※2）訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を越えている**こと。
（厚生労働大臣が定める基準（H27.3.23厚生労働省告示第95号））

【※2 訪問介護サービス等とは】

指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護

分母・分子ともに給付実績のある計画数になりますので、ご注意ください。

同一の訪問介護サービス等事業所を位置付けた居宅サービス計画数

訪問介護サービス等を位置付けた居宅サービス計画総数

> 80%

【Q&A】

「判定に当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という）のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない」とされていることから、計画数の計算に当たっては、どの方法を用いるか選択してください。

特定事業所集中減算について

・ 判定期間、市への報告期限、減算適応期間等

毎年度2回、以下の判定期間において作成した居宅サービス計画を対象とし、次の「4判定方法」に基づき算定した結果、減算の要件に該当した場合は、以下の減算対象期間中の居宅介護支援の全てについて、1月につき200単位の減算が適用されます。

※80%を越えているにもかかわらず、期日までに市に報告がなされない場合は理由の有無に関わらず減算が適用されることとなりますのでご注意ください。

	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日から 8月末日まで	9月15日	判定期間後の10月1日から3月31日まで減算
後期	9月1日から 2月末日まで	3月15日	判定期間後の4月1日から9月30日まで減算

- ・ 判定方法、正当な理由の範囲については、「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」を御確認ください。
小樽市HP「居宅介護支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について」よりダウンロード
<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/>

居宅介護支援事業所単位で抽出する ケアプランの検証について

～区分支給限度基準額の一定割合の超過による居宅サービス計画の届出～

【居宅介護支援／基準第13条第18号の3 関係】

R 4 . 1 . 2 6 小樽市居宅介護支援事業所集団指導

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

【趣旨・目的】

より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に位置付けられた仕組みです。

この仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありませんので十分にご留意の上、ご対応をお願いします。（介護保険最新情報Vol.1009/R3.9.22より抜粋）

居宅介護支援の指定基準 第13条第18号の3

介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

厚生労働大臣が定める基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準について、**居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る**居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「**サービス費**」という。）**の総額が介護保険法（平成9年法律第123号）第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合を100分の70以上とし、訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合を100分の60以上とする**もの。

解釈通知

② 居宅サービス計画の届出（第18号の3）

居宅サービス計画に位置づけられた介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第66条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数（以下②において「居宅サービス等合計単位数」という。）が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準（基準第13条第18号の3の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。）に該当する場合に、**利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。**このため、基準第13条第18号の3は、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものである。**届出にあたっては、当該月において作成又は変更（⑩における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、市町村に届け出ることとする。**なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいう。

また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービスの計画の次回の届出は、1年後でもよいものとする。**市町村の検証の仕方については、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、関係者等により構成される会議等の他に、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能である。**

なお、基準第13条第18号の3については、令和3年10月1日より施行されるため、同年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。

区分支給限度基準額におけるサービス費及び訪問介護費が一定の割合を超過している 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証イメージ

指定居宅介護支援事業所

- ア 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつ
- イ その利用サービスの6割以上が訪問介護サービス

① この条件に該当するプランがある事業所を抽出

利用の妥当性を検討

ケアプランに訪問介護の必要な理由を記載

担当ケアマネジャー



地域ケア会議

法第115条の45第2項第3号に基づく検証

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、関係者等により構成される会議等

（個別）
地域ケア会議

東南部

北西部

南部

中部



<関係者を招集>

担当ケアマネジャー
リハビリ専門職
保健・医療職
生活支援コーディネーター等

② 左記条件に該当しているケアプランを介護度別に1件ずつ以上を指定し、届出を求める。

小樽市

条件に該当する居宅介護支援事業所の抽出は、国保連の「介護給付適正化システム」の帳票を活用する。

<提出ケアプラン>

居宅サービス計画第1表～第3表、基本情報、課題分析票等（都度指定）

運営基準第13条第1項第18号の3に基づき、市町村が求めた場合は当該ケアプランを提出

届出のあったケアプランについては、個別ケア会議にて検証します。



<多職種による検証>

自立支援・重度化防止・地域資源の有効活用等の視点で、ニーズ（課題）の評価や今後の可能性について検証し、居宅介護支援事業所へ助言します。